

平成30年度玉城町教育方針

玉城町教育委員会

今日、わが国では、人口減少社会や少子高齢化の急激な進行、グローバル化や情報化の進展、産業構造や雇用環境の変化などにより社会情勢が大きく変化しています。

更に、世界情勢においても、近年の世界協調の流れが大きく変わり、今まで以上に先行きが不透明な時代になってきました。また、教育を取り巻く環境においても、教育格差、貧困の連鎖や家庭教育の課題、子どもたちの安全の確保など対応が様々な状況にあります。

こうした状況の下、子どもたちが夢や目標を持ち、たくましく生き抜くことができるよう、新しい時代を見据えた教育が求められています。そこで、昨年、学習指導要領の改訂がなされ、新たな時代に向けた様々な教育改革が急速に進められています。

次期学習指導要領(*)では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、社会と連携・協力しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を図ることとしています。また、育成すべき資質・能力を3つの柱「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力（学習意欲）・人間性」に整理し、「何ができるようになるか」を明確に示しながら、「主体的・対話的で深い学び」を実践することにより、知・徳・体にわたる「生きる力」の育成の充実を図ることとされています。なお、具体的な教育内容においても「小学校の英語の教科化」や「道徳の教科化」など改善・充実が図られています。

玉城町教育委員会では、国や県の教育改革の理念を重視し、これからの中の激動の時代を担うことのできる人材育成を目指して、教育行政を推進していきます。

なお、平成28年3月に策定した第5次玉城町総合計画後期基本計画を「玉城町教育大綱」とし、町の将来像である「だれもが安心して、元気に暮らせるまち ふるさと玉城」を具現化するために、玉城町に愛着と誇りを持ち、まちづくりに貢献する子ども、自らの夢や目標に向かってたくましく生きる子どもの育成を目指して、「ふるさと教育」「確かな学力の育成」を根本とした地域に根差した学校教育・社会教育を推進します。

とりわけ学校教育では、地域と学校、家庭とのつながりを大切にし、学力の向上を重視しながらも、豊かな心の醸成と健康な心身の育成などを行う学校づくりに努めます。また、社会教育における生涯学習では、家庭・学校・職場などあらゆる生活の場において、一人ひとりが自由に、自らテーマを選んで、自分にあった手段・方法を選びながら、生涯を通して学んでいくことを基本に一層の充実を目指します。

玉城町の学校教育目標

町内小中学校においては、方針策定の趣旨を十分踏まえたうえで、それぞれの地域や学校の特色・実態に即した総意ある教育に努め、意欲的かつ魅力的な教育実践を展開し、その達成状況等に関する学校評価を適切に行うことによって、公教育の信頼を得、より一層の充実を推進します。

A 確かな学力の育成と個性や創造力の伸長

1. 創意工夫を生かした特色ある学校づくりの推進

- ① 各学校の教育課題を的確にとらえ、児童・生徒の多様な個性が生かされ、創造性が伸長されるよう、学校間の連携を図ります。
- ② 子ども主体の創意ある教育課程の編成と実施に努めるとともに、地域の特色を生かした教育活動の推進を図ります。

2. 学力の基礎・基本の確実な定着を図る教育の充実

- ① 指導内容の精選・重点化を図り、児童・生徒個々の興味・関心・実態に応じた指導方法の工夫・改善を行い、学力の基礎・基本的な内容を確実に身につけ、それらを活用・発展させていく力の定着を図り、一人一人のよさ・可能性を生かした教育を推進します。
- ② 指導の過程や成果を適切に評価し、児童・生徒一人一人の特性に応じた指導を進めるとともに、学習意欲が向上するよう評価方法の工夫改善に努めます。
- ③ 土曜日の授業については、学期末を除く月1回第3土曜を原則に実施し、学力の定着・向上を図るとともに、地域と連携した体験活動などにより、子どもたちにとってより豊かで有意義な土曜日の授業を実現します。
- ④ 全国学力・学習状況調査、みえスタディチェック、町単独学力調査により学力定着状況を確認し、年度内に身に付けるべき力を育むよう取り組みます。
県の学力向上施策と歩調を合わせ「町学力向上推進協議会」にて学校間調整・連携を図りながら、つまずきを克服するために、学-Viva セット(*)やワークシート等を効果的に活用した授業改善や家庭学習、補充学習等を実践します。
- ⑤ 次期学習指導要領では、小学校3・4年生から外国語活動、5・6年生で英語が教科化され、授業時間数も35コマ増が示されました。
昨年度に設置した「町英語教育推進部会」において、アドバイザーの助言を得ながら小中連携を図り、これまでの外国語活動教育の蓄積を踏まえスムーズな完全実施に向け取り組みます。なお、平成30・31年度において試行的に先行実施するとともに、短時間学習の導入や指導方法、教材の研究を行います。
- ⑥ 昨年度に引き続き、理科離れをなくすため、各小学校に理科実験を専門とする巡回の非常勤講師を配置し、体験型学習を充実させ、学力の向上を図ります。

3. 自ら学ぶ意欲と社会の変化に対応できる能力の育成

- ① 自ら学ぶ意欲を高め、わかる喜びや充実感を味わえる学習活動を進め、学力の向上を図るとともに、一人一人の個性や創造性の伸長を図り、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、社会の変化に主体的に対応できる能力を育成します。

- ② 社会の集団の中で、生きていくうえで大切な個々の規範意識を高めることにより、主体的に生きる態度を育成します。
特に「たまきっこ、学びの十か条」により、自立した学習を促進していきます。

4. 社会の変化や科学技術の進展に伴う情報教育の拡充

- ① すべての児童・生徒が、コンピュータ等に慣れ親しみ、情報の取得・発信や交換、情報の整理・比較や保存・共有したりする力を育成します。
さらに情報活用能力を学習の基盤となる資質・能力と位置付け、基本的な操作の習得やプログラミング的思考を育成します。
- ② コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ります。
このため、「町情報化推進部会」において、学校におけるＩＣＴ(*)を活用した学習活動の調査・研究をします。
- ③ 児童・生徒に携帯電話・スマートフォンやＳＮＳ(*)が急速に普及するなかで、情報モラル教育の一層の充実を図ります。

B 人権尊重と社会貢献の精神の育成

1. 人権尊重の精神に立った人権教育の充実・推進

- ① 「三重県人権教育基本方針」（平成29年3月改定）に沿い、部落差別をはじめ、障がい者の人権、外国人の人権、子どもの人権、女性の人権等あらゆる差別を許さない人間の育成を目指した人権教育を推進します。
- ② 「玉城町人権教育ネットワーク研究会」の事業活動を通して、なお一層学校単位、また学校間での研究・実践を深め地域全体で人権教育に取り組み、系統的・横断的・組織的に推進し、意識の向上を図ります。
- ③ 障がいのある子どもたちに対し、パーソナルカルテ(*)などを活用した早期から一貫した支援の推進に取り組むほか、特別支援学級における個を生かした教育の推進など特別支援教育の充実を図るとともに、インクルーシブ教育システム(*)を推進します。
- ④ 「玉城町いじめ防止基本方針」（平成27年3月制定）に沿い、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図り、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを見守りながら、いじめの問題解決に向けて取り組みます。

2. 自然と人間のいのちの尊重を基盤とした生きる力の育成

- ① 道徳の教科化に伴い「考え、議論する道徳」を学校全体で推進し、子どもたちのよりよく生きようとする意欲と実践力の道徳性を高めます。
- ② 人間のいのちを尊重する精神を培うことを基盤とし、豊かな心情を養い、道徳的実践力と情操的心情の育成を図り、人間としての在り方・生き方に関わる教育を推進します。
- ③ 心と体を一体としてとらえ、適切で豊富な運動の経験と健康・安全についての理解を通して、積極的に運動に親しむ習慣や健康の増進のための実践力を培い、明るく豊かな人間生活を営む態度を育成します。

- ④ 一人一人の人格を尊重し、自主性を育みながら、基本的な生活習慣を確実に身につけるとともに、相互に磨き合い、支え合う望ましい人間関係を培い、思いやりとたくましさを身につけるようにします。また、家庭や地域社会との連携を深めるとともに、子どもたちとの触れ合いを通じて一人一人を理解し、いじめや不登校などの悩み事等について適切な指導・援助を行えるようにします。
- ⑤ 自然と人間の関係についての認識を深め、自然に対する感受性を高めるとともに、地域の方々とふれあう活動を通して、地域の環境を大切にする実践的な態度を養います。

3. 町内各学校区の特色を生かした教育の推進

地域の自然環境の良さや地域の伝統・文化を継承していく活動を取り入れながら、郷土を愛する心の教育を地域の方々のご協力もいただきながら推進します。

4. わが国の文化や伝統を尊重したグローカル人材の育成

子どもたちが自らの考えを伝え、自らのアイデンティティを持ちながら異なる文化・伝統に立脚する人々と協働したり、外国語で積極的にコミュニケーションを図る力や地域の課題に対し考え方行動する意欲・態度を育み、地球規模の視野で物事を考え地域の視点に立って行動し、将来社会で活躍できるグローカル人材(*)を育成します。

5. 社会貢献等に積極的に取り組む意識の醸成

防災教育等の観点から、自他の生命や人権を尊重する精神の育成を図りながら、他の人々を支えることができるボランティア精神等を育成します。

C 安全な学校と信頼される教育の確立

1. 防災教育の推進

災害はいつ、どこで発生するか分からないという視点に立ち、児童・生徒が災害について、正しい知識と的確な判断力を身につけ、地域の特性に応じた行動がとれるよう、防災ノートなどを活用した防災教育を推進します。

2. 開かれた学校づくりの推進

- ① 地域に開かれ、地域住民から信頼される、活力ある学校づくりをするため、学校経営品質の手法を活用することにより、教職員の意識改革を図るとともに、児童・生徒・保護者・地域が、今、何を求めているか、それに応えるためには、どのようなことを行えばよいか、現行の仕組みや方法はこのままで良いのか等を、児童生徒、保護者と共に評価し、その改善に向けた取り組みを行います。
- ② 学校評議員制度の一層の活用を進めるとともに、学校情報の公開に努め、施設の積極的な開放や、保護者や地域住民、教育関係者等が参画する公開授業、玉城教育ボランティアなど地域住民の協力による教育にも積極的に取り組みます。
- ③ コミュニティスクール(*)（学校運営協議会制度）の設置が努力義務化されたことから、地域の実情に応じた、住民等が学校運営や教育活動に参画・協働する制度の導入を検討します。

3．教職員の資質・能力の向上を目指した校内研修の改善・充実

度会郡各町教育委員会が連携し、度会郡指導主事室が中心となり、度会郡内各学校の教職員の研修を実施し、教職員の資質・能力の向上を図っていますが、更なる拡充を図っていきます。

- ① 教員は、その職責を自覚し、公共への奉仕に努めます。
- ② 教員は、教職に誇りを持ち、愛情と責任をもって児童・生徒の指導に当たるとともに、その安全確保に努めます。
- ③ 教員は、専門職としての自覚を持ち、児童・生徒の心身の発達に関する理解を深め、児童・生徒や保護者との信頼関係で結ばれた実践的な指導を進めます。
- ④ 教員一人一人が校内研修の必要性を自覚し、絶えず自己研鑽に励み、教育内容の重点化や指導方法・評価の創意工夫を図るなどして指導力の向上に努めます。
- ⑤ 教員の研究授業公開を、その学校だけのものにせず、町内の学校全体公開に努めます。
- ⑥ 教員は、県、度会郡及び町が実施する様々な研修や、喫緊の課題に対応した研修に積極的に参加します。

4．教職員が働きやすい環境づくりの推進

- ① 総勤務時間縮減、業務の簡素化・効率化を図り、教職員が子どもたちと向き合える時間を確保するなど、教職員のやりがいの向上に努めます。
- ② 総勤務時間縮減の目標の設定及び県下統一して取り組む項目を設定し、進捗管理するとともに、安全衛生委員会を活用してP D C Aサイクル(*)を回します。
- ③ 教職員の健康管理、メンタルヘルス対策を図ります。

5．学校施設・設備の充実

- ① 学校施設については、安全・機能面の改善を図ります。また、学校建物及びグランドなど更新時期を迎えてるので計画的に整備します。
- ② 給食調理機器を計画的に更新します。
- ③ 学校トイレの洋式化の整備計画を作成し順次整備します。
- ④ 防災対策として屋内運動場、校舎窓ガラスの飛散防止等の安全対策を計画的に実施します。
- ⑤ 平成31年度学校学習コンピュータの更新を要することから、「町情報化推進部会」においてI C Tを活用した学習活動の調査・研究を実施し、システム検討を行います。

玉城町の生涯学習目標

生涯学習は、「いつでも」「どこでも」「だれでも」一生にわたって継続的に行われる学習活動であり、個々人の自主性・主体性を損なうことのないよう、一層の充実・発展を図ります。

1. 生涯学習推進体制の整備

- ① 町民の学習ニーズを的確に把握する中、いつでも、どこでも、だれでも楽しく学べることができ、学ぶだけでなく、その成果を家庭や地域に還元できるような「知の循環型社会」の構築を目指し、それらが地域の教育力となり、「地域づくり」につながるよう支援します。
- ② 「生涯学習講座」では、だれもが楽しく学べることをモットーに住民の要望する新しい講座を加えると共に、昨年度に引き続き郡内4町で連携してニーズの把握に努めます。
- ③ 町広報など、多種多様な媒体を通じ、学習機会の情報提供を実施します。
- ④ 「子ども読書活動推進計画」を見直し、読書活動や図書館活動を関連機関と連携しながら推進します。

2. 地域・家庭の教育力の向上

- ① 「玉城町青少年を育てる会」において『地域の子は 地域で育てる』をスローガンにし、昨年度に引き続き、地域・家庭の教育力向上を図るとともに、地域のリーダー育成に努めます。
- ② 「町青少年を育てる会」や「子ども会」の自主的・主体的な活動の活性化を図ります。また『コミュニケーション』をキーワードに、家庭の教育力向上を目的とした事業を推進すると共に、子どもたちの社会規範を育むための諸活動の拡大が図られるよう働きかけを行います。
- ③ 玉城町での家庭教育に対する情報及び課題を、玉城町子育て総合支援室（生活福祉課）と共有し、協働事業を行っていきます。また、社会教育指導員と住民のボランティアの方々との連携をより密にし、玉城町の家庭教育事業及び子育て支援を地域ぐるみ及び行政総がかりで取り組めるような体制をとっています。

3. 青少年健全育成活動の推進

- ① 母親や他の大人自身が自らの生活を振り返る中、家庭教育・子育てについての研修など地域社会におけるモラル向上や地域・家庭の教育力の向上を図ります。
- ② 「町青少年を育てる会」を中心に、地域ぐるみで青少年の非行を防止するための健全な環境の創出に努めます。

4. 文化財の保護とその活用

- ① 文化財については、文化財調査委員会の意見を尊重し保存・有効活用のため必要な措置を講じ、町民の文化向上に資するよう努めます。
- ② 田丸城跡をはじめとする地域の歴史遺産をまちづくりに生かすため、有識者（田丸城跡整備検討委員会等）、歴史遺産の適正な保護、活用について指導・助言を求め、田丸城跡保存管理整備活用計画に沿ったより住民に親しまれる文化財の活用に努めます。

昨年台風により被災した崩落個所等については、田丸城跡整備検討委員会に諮り計画の見直しと石垣修復等城跡の整備に努めます。

- ③ 玄甲舎の修復・保存を推進します。今年度は、庭園の発掘調査及び周辺整備計画の検討を実施します。なお、利活用については、適切な維持保存に努め総合戦略課と連携を図り町民憩いの場となるよう有効活用の検討を進めます。
- ④ 文献資料調査事業として、玄甲舎等で発見された古文書類の解読および、資料整理を行います。
- ⑤ 埋蔵文化財の発掘調査及び記録、保存に努めます。

5. 文化・芸術

- ① 多様な文化ニーズに対応した文化講座の開催や地域で埋もれた文化の掘り起こしなど、人びとの心に豊かさ・うるおいを与え、生き甲斐にもつながる諸事業を地域のボランティア活動と絡めあいながら推進します。また、玉城町ゆかりの貴重な伝統文化・芸能を復活、保存し次世代へ継承していくように努めます。
- ② 村山龍平記念館において、地元の著名な方々の作品等を展示し、住民の皆様の文化意識の向上に努めます。
- ③ 町民の主体的な文化芸術活動の活性化を図るため、町民が文化芸術に触れ、体験することができる機会を提供するとともに発表の場を設けることにより、町民の活動への意欲をさらに高めるよう努めます。
- ④ 文化協会等各種団体との連携のもと、子どもを対象とした文化教室の開催や学校の必修クラブへの講師派遣など、子どもたちの文化意識の高揚を図るための諸施策を実施します。
- ⑤ 定期的にふるさとコンサートを開催します。

6. 人権教育の推進

- ① 「三重県人権教育基本方針」（平成29年3月改定）をもとに、人権教育はすべての教育活動の基盤であるとの認識を持ち、人権教育推進協議会を中心に各関係機関と密接な連携をとり、人権意識の啓発及び理解を深めるための事業を展開します。
- ② 町内の保育所を対象とした幼稚学級の事業を通じて、幅広く人権意識の向上を図ります。

7. 生涯スポーツの振興

- ① スポーツ基本法による、基本方針と現状と課題を踏まえ、年齢や性別、障がい等を問わず、広く地域住民が参画することができるスポーツ環境の整備について検討します。
- ② 総合型地域スポーツクラブ（たまき文化スポーツクラブ）の育成に努力します。
- ③ たまき文化スポーツクラブ・スポーツ推進委員協議会・体育協会と協働しながら、初心者向けのスポーツ教室を企画・運営することで、住民一人一人が想い描くスポーツライフの実現を支援し、総合的なスポーツ人口の増加に向け努力するとともに、スポーツ団体の相互連携の強化を図り、スポーツ指導者の資質向上を図ります。
- ④ スポーツ少年団をはじめとする青少年のスポーツ活動をより一層支援することで、「人間の生活と活動の基礎をなす身体的及び精神的な能力」の向上と三重国体の推進を図ります。

- ⑤ スポーツ団体の自主性を尊重しつつ、たまき文化スポーツクラブ・町体育協会との連携した活動が活性化されるよう支援します。
- ⑥ 中央公民館、体育センター、総合グランド等の城北公園再整備計画を検討します。

8. 子ども体験活動クラブ～子どもの居場所づくり事業～の推進

- ① 子ども体験活動クラブ「ちゃれ たま！」も引き続き開催します。「ちゃれ たま！」は、子どもの体験活動と親子のふれあいを軸として、「人権教育」「家庭教育」「地域づくり」「心の教育」の観点を大切にして運営していきます。
- ② 保護者が参加する「ちゃれ たま！」企画においては、子どもの体験活動のみならず、参加保護者すべてが指導者であるとのスタンスのもと運営を行います。すべての参加保護者がすべての参加児童に対して積極的にコミュニケーションを図るよう促すことで、保護者の教育力向上を図っていきます。
- ③ 子ども体験活動クラブ「ちゃれ たま！」を通じて、地域のボランティアの発掘・育成を行い、子ども教室を通じての「地域の教育力向上」及び「地域づくり」を目指します。

9. 多世代の交流と若者による地域づくり

- ① 玉城町を中心とした若手職業人、学生が地域で活躍するため「玉城塾」を開講し、地域活動のリーダー育成に取り組みます。
- ② 次世代を担う若者の交流の場や若者が自ら企画したイベントが展開できるよう支援します。

【*用語の説明】

次期学習指導要領

文部科学省が、学校教育基本法等に基づき各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する基準で、平成29年3月31日改訂告示を公示。小学校は平成32年度完全実施、中学校は平成33年度完全実施される。

学-Viva セット

三重県教育委員会が作成する授業改善等教員指導用ツール。

I C T

Information and Communication Technology の略。情報通信に関する技術一般の総称である。従来用いられてきた「I T」とほぼ同様の意味で用いられるもので、「コミュニケーション」が加わっている点に特徴がある。

S N S

ソーシャル・ネットワーキング・サービスのことで、人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のサービスのこと。あるいはそういったサービスを提供するサイトも含まれる。

パーソナルカルテ

小学校入学前から仕事に就くまでの支援の必要な子どもが、必要としている支援についての情報をスムーズに引き継ぐためのファイルで、三重県教育委員会が作成。

インクルーシブ教育システム

障がいのあるなしに関わらず、全ての子どもが同じ場で共に学び、共に育つことを通してお互いを理解し、尊重し合う共生社会の実現を目指す教育。

グローカル人材

グローカルとは、グローバル（地球的）とローカル（地域的）を組み合わせた造語。グローカル人材とは、「地球的な視野で考えながら、自分の地域で活動できる人材」、「地域や異文化に対する深い理解を持ちながら、地球的な規模で活躍できる人材」の意味で用いている。

コミュニティスクール

学校と保護者や地域の皆さんと共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともににある学校づくり」を進める仕組み。

P D C A サイクル

管理を円滑に進めるための手法一つ。計画を立て(Plan)、実行し(Do)、その評価(Check)に基づいて改善(Action)を行う、という工程を継続的に繰り返す仕組み（考え方）。